正誤表 (2023年3月10日現在)

『公認心理師ベーシック講座 健康・医療心理学』におきまして以下の誤記載がありました。訂正してお詫び申し上げます。【第1刷用】

p.17 4 行目

(誤)問題解説 → (正)問題解決

p.26 13 行目

- (誤)iii)適用・適用とフォローアップ
- (正) iii)応用・適用とフォローアップ

p.33 表 2.1 No.8

- (誤) 職業の解雇
- (正)解雇(失業)

p.39 20 行目,23 行目

__ (誤)情緒的疲労感 → (正)情緒的<mark>消耗</mark>感 p.140 表 8.2 診療点数早見表の改訂(2020→2022)に伴い,赤字のように差し替え

表 8.2 精神科リエゾンチームに関連する診療報酬評価

表 8.2 相仲科リエノンナームに関連する診療報酬計価 		
項目	点数	概要
精神科リ エゾンチ ーム加算	300 点 (週 1 回)	一般病棟に入院する患者の精神状態を把握し、精神科専門医療が必要な者を早期に発見し、可能な限り早期に精神科専門医療を提供することにより、症状の緩和や早期退院を推進することを目的として、精神科医、専門性の高い看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等の多職種からなる精神科リエゾンチームが診療を行った場合に算定する。
1 入院中 の患者	900点 (6ヶ月以内の 期間に週1回に 限り算定)	適切な研修を受講した精神科医又は精神科医の指示を 受けた看護師,作業療法士,精神保健福祉士,公認心理 師又は社会福祉士が,自殺企図等により入院した精神疾 患の状態にある患者に対し,自殺企図や精神症状悪化の
2 入院中の患者以外	300点 (退院後 24週 を限度として, 週1回に限り算 定)	背景にある生活上の課題の状況を確認した上で、解決に 資する社会資源について情報提供する等の援助を行う 他、かかりつけ医への受診や定期的な服薬等、継続して 精神疾患の治療を受けるための指導や助言を行った場 合に算定する。

(診療点数早見表(2022)を参考に作成)

p.159 1 行目

- (誤) 常染色体優性遺伝形式
- (誤) 常染色体顕性(優性)遺伝形式

15 行目

- (誤) 常染色体劣性遺伝形式
- (正) 常染色体潜性(劣性) 遺伝形式

p163 第2段落(基本法と大綱は……することが掲げられた。)を, 自殺総合対策大綱の改正を基に,以下の文章に差し替え

2016年に改正された最新の基本法の目的と基本理念を表 10.1に示す。また、大綱はおおむね5年を目途に見直され、直近の2022年の見直し後に、①子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、②女性に対する支援の強化、③地域自殺対策の取組強化、④新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など総合的な自殺対策のさらなる推進・強化が重点として推進されている(厚生労働省,2022)。

<mark>p.172</mark> 下から3行目

- (誤) メンタル不調
- (正) メンタルヘルス不調

p.241 7 行目

- (誤) 惨事ストレスを経験しる
- (正) 惨事ストレスを経験しうる

p.242 9 行目

- (誤) 経緯
- (正) 敬意